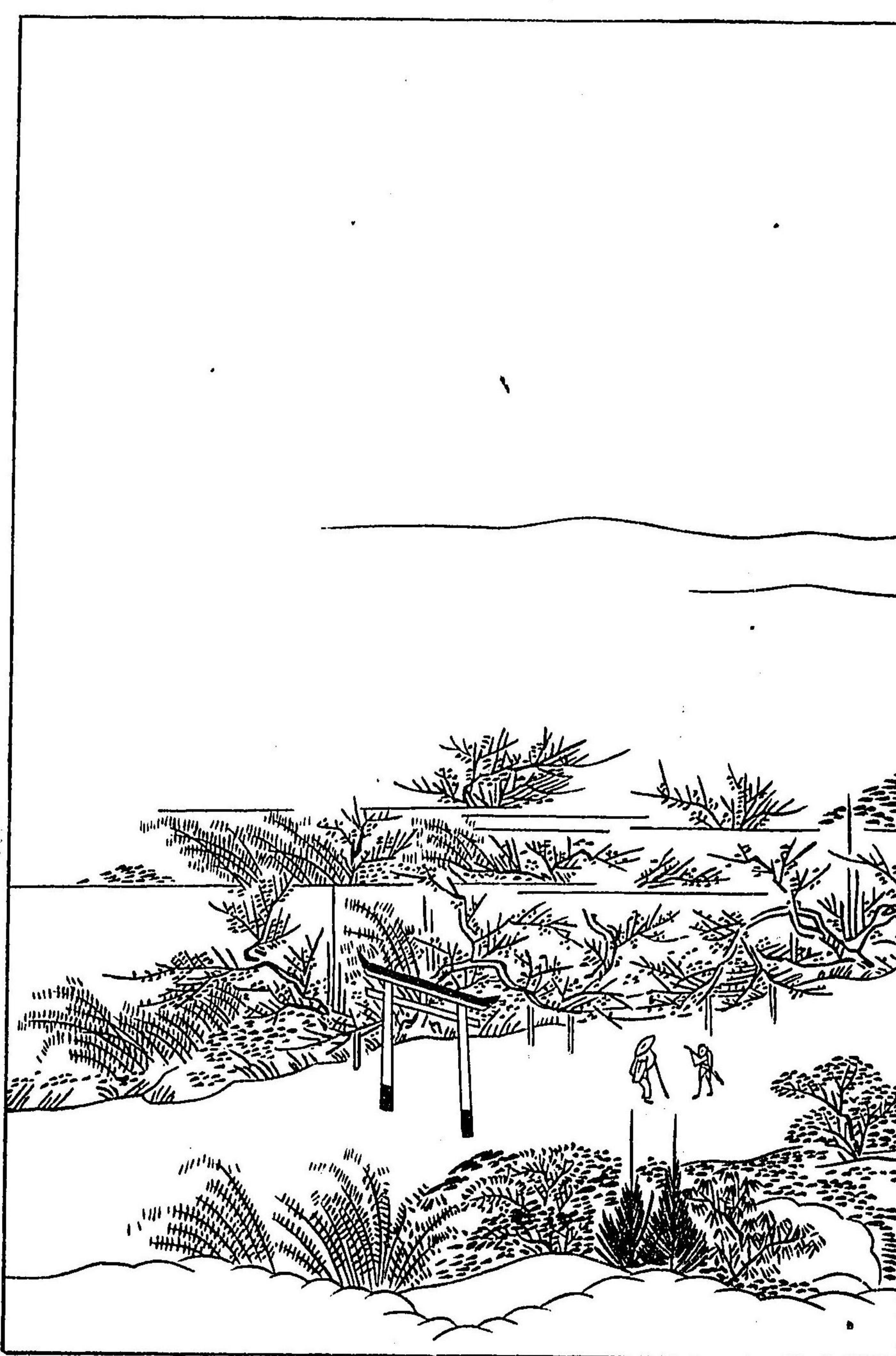


神一坐、建立の年月詳ならず、土人の傳へに、延喜中、菅丞相筑前國大宰府に左遷し給へる時、其害を避て、潛に薩摩に來り、此地山水幽邃の境なるを以て、匿居し、終に此地にて薨じ玉ふ、因て此に葬る、後人祠廟を建て、祭祀を修すといへり、當社は一岡阜の上にあり、其地名を北野といふ、此地前後岡嶺相连りて、其中に谷川あり、藤川といふ、西北より東南に流れ、下流は千臺川に入る、水田其川を夾めり、又此地に山路あり、藤川に沿ふ、當邑より紫尾山を踰て、出水に通す、當社は即此山路に臨めり、藤川に石垣あり、是を過ぎ、石磴二十步を登りて、社殿に至る、社地稍寛平にして、櫻楓松杉多し、華表の北側に大松樹一株あり、圍むに石垣を以てす、土人の説に、菅相公を葬りし所なりといふ、又土人の一説に、菅公曰、華表より七八歩當社の南一里半許に、鳥嶺野村、藤川村の境、といへる所あり、土人の傳

へに、當初菅公筑前より薩摩に來り、出水を歷て高城をすき、當邑鳥嶺に至り、北野山の清幽なるを望み見て、當村小鷹といへる所に隠栖し玉ふといへり、小鷹は當社の南二十八町許にあり、後は山に倚り、前は谷川に臨む、土人の説に小鷹は四神相應の地とす、爰に住する者は皆勝福ありて、當鄉中第一の吉地なり、今に是を天神宅地と呼ぶ、小鷹の内に、宰府都といへる所あり、當時菅公の從臣居住せり、故に其地の男女今に至り、容貌端美にして、醜陋ならず、宰府都の名は、是に因て名を得たりとなり、又當社より申酉の方二十五町許に、寺小路といへる所あり、卯の方五六町にあり、宰府都は、菅公鳥嶺より来て、此所に一宿す、時に菅公手植の梅なりとて、一株今猶残れり、土人崇敬して神木と稱す、此處今農夫の宅地なり、其花淡紅にして、天神社の梅と同じ、天神社の梅は、下に詳なり、又當



藤川天神社



社の前三四町に、水田を隔て木戸口といへる山あり、櫻楓甚  
多し、是菅公の植ゑ玉ひしといへり、又天神畫像一軸、往古は  
當社に安置す、是菅公の親寫せる者といふ、其後本府士東郷  
九右衛門家に傳へたり、東郷氏の祖先、東郷を領したる故な  
りとぞ、今は郡山花尾社大宮司井上氏家に藏む、祭祀は毎年  
八月二十五日なり、正保四年、延寶七年、社殿再興の棟札あり、  
文化十二年、乙亥、二月、大信公御修建あり、是より祭祀を花  
尾井上氏に命ぜらる、此時菅神畫像を東郷氏より井上家に  
奉納せり、井上氏毎年畫像を奉し、東郷に至て祭祀をなせし  
が、今は七年に一度東郷に至り、其外は花尾に於てす、古文書  
許多ありしに、天正中豊關白西侵の時、兵火に罹て、今は口碑  
のみ傳はれり、今の南瀬村香積寺は、昔日當村にありて、當社  
の別當寺なりといふ、當社は神威赫然として、種々の靈應特

に著しきを以て、遠近崇敬し、且此地菅公の諸蹟跡、土人是を  
信仰せざる者なし、春秋彼岸、及び八月二十五日には、遠近の  
人參詣する者數百人に及べり、按するに菅丞相は、 醉酬  
帝の時、藤原時平の讒奏よて、丞相、諱は道眞といふ、時平密に  
奏す、道眞異圖あり、ふ、時平密に  
廢し、齊世親王を立て、身國權を專にせんと欲すと、道眞の女  
遂にこれに惑へり、親王は帝の弟なり、親王にこれに惑へり、親王は  
帝の延喜元年正月二十日、太宰權  
帥に左遷し、筑前太宰府に下り、往古は、大宰帥を筑前に置て  
く、其居を都、同年太宰府に薨し玉ふ、年五十九歳なり、安樂  
寺に葬る、左遷の間凡そ二年許なり、 村上帝の天暦元年、  
菅廟を京都北野に建らる、菅公薨後五年に當る、同年、天満天神と  
崇む、其薨後五年に當る、一條帝の正暦五年、勅使を太宰府安樂  
寺に遣し、太政大臣正一位を追贈せらる、其薨後二年に當る、建久八年、薩摩國圖田帳に、安樂寺の領地、薩摩國內所々にあり、今薩

廢を舉るに、薩摩國中安樂寺領百、五十四町八段とあり、東郷は薩摩郡内に係れ  
りば、藤川も其内にありし。是菅神威靈の年に盛なる故に、追尊んて  
祭田特に増廣めるなるべし。凡そ菅公の舊跡は、當邑のみならず、出水邑知識村庄にも、菅公經歷の跡ありて、今に老松天  
満宮あり。詳なり、其外日州馬關田邑のも、菅公經歷し玉へる  
といふ、土人の説あり、是に由て見るに、菅公左遷權帥の官たる、九州は皆其轄下なれば、薩摩の地方へ游歴ありしは計る  
べからず、當邑潛匿薨葬の説は、菅公時平が害を避け、太宰府にて陽はに薨ぜし形を示し、陰かに此地に潜匿し玉ひたる意なれば、是源義經蝦夷地に潜匿せしと同例にて、理なきに非ず、然れども太宰府にての薨葬は、正史の所載、其跡顯著にて、且古來の記録に、其薨葬不分明の説一もあることなれば、土人の口碑而已を以て、後世より俄に正史の説を廢しが

たし、況や當時菅公の事情、忠厚剛烈の氣ありて、栖隱幽閑の態なきをや、宰府都の名は、何か宰府に由緒ある稱なり、是當地安樂寺領ありし故、宰府の官吏來て治所とせし處ならん、ありしといへる所は、必ず菅廟あり、是安樂寺領地は、菅公の由緒あるに依り、其祠廟を建てしと見たり、出水老松天神社の如き、建久八年薩摩國圖田帳に、山門院内老松庄二十四町、宰府安樂寺領とあるの類を以て知るべし、又當邑北野の名も、京都北野に菅廟あり、故に是を取て名けたるなるべし、是亦其名の後世に出しを見るに足れり、千載の後より、千載の前を必然に計りがたし、故に正史口碑の説を併せ考へて、其大畧を論しぬ、

○菅丞相舊蹟 前文に見にたり、

○天神梅 常社の境内華表の北側にあり、土人の傳へに、此梅往古菅丞相の手自に植玉ひしといへり、其梅樹根本は只一株にして、枝幹特に繁茂し、其枝垂て地に着き、即ち根を生しては大樹となり、展轉相生して、數十百樹に分れたり、其樹根或は朽腐して絶斷し、別に一樹となる者ありといへども一樹の枝幹互に相接連して、其枝幹の蟠ること、今潤と三段許に及べり、且其枝幹必ず北を指して繁衍をなし、南に向はず、此樹を觀る者、其根本何れの樹なるを辨すべからず、土俗に根本の樹を探得たる者は、大福報を得るといへり、花は淡紅にして、其花さける時は、満林錦繡を布たるが如く、清香馥郁として、遠近を薰蒸し、宛も仙家閨苑の景狀に擬すべし、毎年多く實を結ぶといへども、苗芽を生ずることなし、また菅神忌玉ふとて、核を探ることを禁ず、梅樹の古りたるを見て、

神廟の久しきを知られたり、世に是を藤川天神の梅と稱し、四方の人路程の遠を厭はず、來り賞する者群をなせり、漢土の庾嶺、羅浮山、本邦伏見梅山等の如き梅花の名高しといへども、只梅樹の多きのみ、されば此梅の奇なるが如き、天下に復あることをきかず、實に菅公神靈の呵護せるといふべきなり、往昔は此梅林竹藪相雜りしに、文化中、大信公の命にて、社殿再興の時、彼竹藪を伐り除かれ、其後梅樹ますく繁衍せるとかや、

紫尾權現社地頭館申方五町許 田海村にあり、祭神天照大神、神体木像文 安元年、甲子、卯月、澁谷薩摩守平重隆、當社造立、慶長九年、甲辰、三月、島津忠長再興梁文あり、當社は、往昔當邑の宗廟なりといふ、

五社大明神社地頭館申方十九町餘寅 斧淵村より、當社は往昔澁谷

氏兄弟五人、當國に下向の時、勸請すといふ、第一社は、伊勢大神、東郷、鶴田、澁谷、第三社は、春日大明神、  
谷氏、第二社は、八幡大菩薩、鶴田、第三社は、春日大明神、  
澁谷、第五社は、建比大明神、高  
氏、是なり、延寶七年の棟札に見たり、

**神社合記** 親大明神社、田海村にあり、祭神澁谷家東郷氏、第  
 五世太郎權守重親の靈を崇む、木像、重親宿志ありて、斧淵村  
 脇山に入定す、年二十三、其時重親甲冑を帶し、芦毛の馬に騎  
 り、遺言して曰、我沒後一靈驗を著すべしと、猶下條鶴岡城に  
見注す、併せ、其後權現山神社の邊にある、烏白木に夜々神燈を  
 現はす、其弟太郎左衛門氏重、重親を崇めて親大明神と號す、  
 其神號は、重親の親字を取る、權現山とは、即ち此社山にて、紫  
 永祿十二年、平重綱再興の棟札を藏む、今に七月二十日、閻邑  
 米を出し、西前寺に於て施餓鬼を修せり、淵脇山に、今にも入

定の所といへるあり、其墓に大樹ありしづ、枯し故、天明辛丑、  
 石祠を建りと、石に記せり、△諫方大明神社、南瀬村にあ  
 り、慶長二年、島津忠長再興の棟札あり、鰐口に延徳二年と記  
 す、△諫方大明神社、山田村にあり、天文十九年、建立の棟  
 札あり、△紫尾三所權現社、鳥丸村にあり、文明庚子の棟  
 札あり、△現王社、宍野村にあり、天文十七年、平重治建立  
 の棟札あり、△軍神社、宍野村にあり、永祿四年、平重綱重  
 建の棟札を藏む、△無刀山王社、田海村にあり、元和二年  
 の棟札、及び寄進の鎧一領あり、

### 佛寺

**摩尼山延壽院吉祥寺** 地頭館より卯辰方十三町、斧淵村にあり、本府大乘  
 院の末にして、眞言宗なり、本尊不動明王、開山盛良法印、元和  
遷六月化、今の日置邑主島津氏祖先、大村に封ぜられし時、祈願所

なりしを、大村より封を當邑に移されし時、此寺を移す、初め天台宗なりしに、文祿中火災に罹り、廢せしを、元和中盛良再興して、真言宗となる、當邑の祈願所なり。

陽光山天澤寺亥方、頭館より 田海村にあり、市來龍雲寺の末にして、曹洞宗なり、本尊地藏菩薩、開山一岳等忍和尚第三世、初め澁谷若狭守重元、菩提の爲に建立し、陽光山重元寺と號せしといふ、澁谷一族、東郷氏支裔の澁谷氏系譜、宗家東郷右重演と見ゆ、重貫の長子、五郎重元あり、白濱は當邑に其名の村落あり、今田海村と界を接す、天正十六年、島津圖書頭忠長、東郷を領するに及て、曇秀寺と改め、其父尙久の位牌を安す、忠長の男下野守久元の時、寺號を故に復し、重元寺と改め、臨濟宗とす、寛永十三年、島津彈正久慶、東郷の領主となりて、其父常久、法諡天澤の菩提寺となし、正保年中、天澤寺と改め、一岳和尚を以て開

山に勧請し、龍雲寺の末とし、春重和尚をして、中興第二代の住持とす、元祿七年、甲戌の春、火災ありて、舊記焼亡せり、當邑の菩提所なり、庭前に虎尾といへる白櫻あり、

○阿彌陀堂 當寺の境内にあり、往古當寺より卯方、三十余町、斧淵村七迫山にありしを、今の地に移す、東郷重親原之城を攻めし時、靈驗ありしとて、水田三段を供せしが、其由緒に由て今に不易の地たり、

來迎山光明院西前寺未方、頭館より 田海村にあり、相州藤澤山清淨光寺の末にして、時衆宗なり、本尊阿彌陀如來五像、安作、夾侍觀音勢至、同、開山僧阿萬元和尚、延文六年、辛丑、三月、東郷薩摩守平重信創建といふ、慶長四年、島津忠長再興の棟札あり、舊山號を森然山といひしに、延寶年中、遊行上人第四十二世、巡行の時、來迎山と改む、

不二山香積寺 地頭館より寅方、南瀬村にあり、本府福昌寺の

末にして、曹洞宗なり、本尊地藏菩薩、開山奪叟全珠和尚、寺十福昌

世、初め藤川村にありて、廢せしを、寛文六年、丙午、四月十五日、月十八日遷化

普峰京順和尚、元祿八年乙亥六、今の地に再建し、不二山と號し、奪叟和尚は、已れの師なるゆゑ、開山となし、已は謙退して第二世となる、京順和尚は、本藩近世の名衲なり、先是京順和尚、吉利邑深固院の住持なりしが、名徳著聞して、法を問ふ者、毎に雲集せしかば、和尚これを厭ひ、潛に寺を去て、此寺地の山中に入り、晝夜石上に坐して禪定を修す、土人其苦行に感し、且其徳に敬服し、是が爲に茅庵を結て居らしむ、既にして繙流和尚の爰にあることを傳へ聞て、雲集すること舊に倍す、城州黃檗山の鐵玄禪師、本藩游歴の時、東郷に於て和尚に見に、其法徳を稱す、其後鐵玄東國高僧傳を著すに及て、現行

り本あ和尚の傳を載す、初め和尚吉利邑深固院に住持たりし時、吉利邑主禰寢八郎左衛門清雄、後に丹波に任せり、其才政事に長執臣の首稱たり、和尚に歸依し、毎に參禪す、和尚の東郷に移るに及んで、復來て屢法を問へり、是に至て遠近の人、和尚の徳を仰ぎ、遂に寺宇を新建して、人喜殿は、大坂の市香積寺とす、時に禰寢清雄開基の施主となり、田祿二十石を割て、當寺に喜捨す、當寺の所在は、平地より起れる一山巒にして、竹樹蒼然たり、羊腸の山路登ること二町許にして、寺に至る、山上寛平にして、水あり、櫻樹數十百株を植ゑ、花時には雲簇り霞蒸す、南は千臺川に臨み、舟楫の往來絶にず、東西は田野に俯し、遠くは諸郡の群山相連りて、濃淡の色を分つ、冠岳野串木あり、群山の表に挺出し、煙翠縹渺して、軒牕几案の間に照映す、此邑に游歴するものは、藤川天神及び當寺を以て濟勝の所とせり、

佛堂合記 阿彌陀堂 斧淵村にあり、澁谷重治、嘉吉元年建立

の梁文あり、△觀音堂、山田村にあり、此地往古正平庵といへる寺跡なりといへる寺跡なりといふ、天正十九年、建立の棟札あり、△藥師堂 藤川村にあり、此地往古藤川庵といへる寺跡なりといふ、像背に文明十四年と記す、△觀音堂、藤川村にあり、像背に永正十五年の銘を刻す、△地藏堂、藤川村庵袋にあり、往古香積寺のありし所なり、

### 舊 跡

鶴岡城 地頭館より 斧淵村邑治にあり、周廻三十五町許、此城址の内、本丸、國見城遠看ケ尾、二丸、南城、山崎城、高城、川原城等の名を分つ、又白岩口、石坂口、山居口、池田口、家吉口、谷之口等といへる登路あり、往古東郷は、在國司小太郎大前道氏といふ者、斧淵城に居て、世々傳領せり、或は斧淵、或は時吉を氏

とす、下司、或は下郡司、或は下郡司、或は本帳には、在廳道友といへる者、或は九時町、祁答院に、時吉十三町、高城郡に、時吉十八町、薩摩郡に、時吉二十五町、其外諸領前合せて二百十三町余を領し、其奥書にも、權大建久中に、東郷郡司時房とも見たり、然るに、又澁谷氏の所領となる、按に澁谷氏系譜、其先平姓、秩父氏支族、澁谷庄司重國の子、太郎光重鎌倉大將軍に仕へて、薩州東郷祁答院鶴田入來院高城等を領す、光重數子あり、長を平太重直といふ、或は武藏權守東州に在て、父と同く大將軍に仕ふ、次は早川次郎實重、保には作る、第三吉岡三郎重保、重直とす、第四大谷四郎重茂、或は重諸第五曹司五郎定心、第六落合六郎重貞是也、光重次子實重以下の五子を薩州に遣し、其所領に居しむ、實重は即父より東郷の譲を受け、寶治二年の春、此に入部し、當城を築て、代々居住し、東郷を以て氏とす、澁谷五家の一にて、西藩にては一族

の長たり、光重河内守良重、永祿の比院を領す、因て氏とす、第十四重茂は鶴田を棄て去る、第五定心は、入來院を領す、因て氏とす、薩前氏の族、東郷在國司三郎道副、元弘の比には、東郷藏人道義なる者見にて、東郷を澁谷氏と並ひ領せり、初め實重が東郷の封に就や、在國司大前氏東郷を去らず、澁谷氏と争戦して止まず、其後澁谷氏遂に東郷を統一す、舊記に曰、東郷若狭守重親を争ふらを以て止まず、争がたきを見前て、其弟氏重にして、勇武ありて是淵脇山に入定す、一説曰、重親馬に乗り、土坑に驅入て死す、既にして道超病に臥て死す、澁谷家東郷氏世々の間、我に其後當邑悉く東郷氏に属す、澁谷家東郷氏世々の間、我に叛服一ならず、寇をなすこと多くして、近邑を兼併す、支族甚蔓延せり、大中公の御時、威武耀然として、薩隅二州を平定す、元龜元年正月、澁谷家會議し、各其領地を献して降り、罪を置かる、

謝す、當城主東郷大和守重尚は、東郷、高城、湯田、西方、水引、京泊等を獻す、百次、平佐、碇山、高江等を献す、於是公其罪を宥め、重尚に東郷を賜ふ、重尚子なし、天正五年、島津家久の次男源七郎重虎を嗣とす、いふ、後忠直と改む、十五年、豊關白西侵す、時に重虎僅に十四歳、遂に宗邑を離れて、佐土原に寓す、後に故ありて、歸宗す、其子昌重、東郷家を繼ぐ、亦去て構山、久十六年、島津圖書頭忠長を、串良に易へて、東郷に封ぜらる、慶長五年、封を宮之城に移されて、東郷を兼領す、十九年、下野守久元が時、東郷を除せらる、寛永十年、今の日置邑主祖先島津彈正大彌久慶、日置と併せ領す、其後東郷のみを領せしに、延寶八年、左衛門久竹の時、請に因て、日置に移封し、當邑には地頭を置かる、

來、三代の間、前條鶴岡城と同しく、當城へも屋宅を建て居住せり、此兩城同しく、居住なるは父子居城を相分てるなるべし。

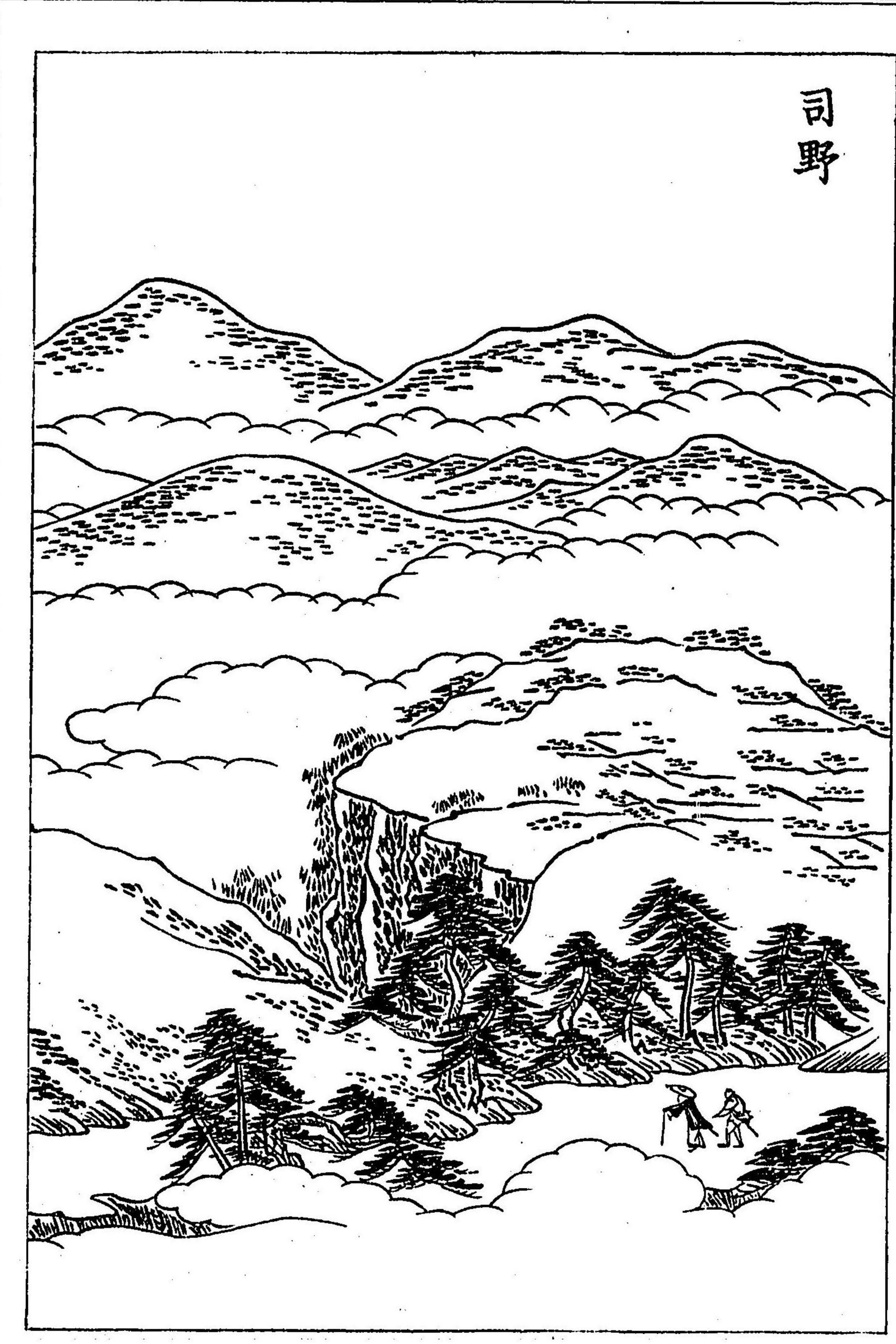
原之城 方地頭館二十一町半余、寅 斧淵村にあり、昔時東郷領主、東郷若狭守重親が時、西川某、宍野某、鳥丸某等、當城に據る、屢攻戰すといへども、勝敗決せず、於是重親當村七迫山の阿彌陀阿彌陀此阿 今天澤寺境内の堂あり、前に見ゆ へ祈願せしに、靈夢を受く、明日昧爽、一人の衲僧原之城の南なる尾崎へ登ること甚疾からん、是に從て城に登らば、利を得んと、翌朝果して靈夢の狀の如し、重親兵を督して急に城に登る、城中不意に出て、遂に城を陥らるゝと當邑の舊記に見ゆ。

國司古城 地方頭館十六町半余、己 斧淵村にあり、又斧淵城ともいふ、往古國司大前氏代々居城なりといふ、今は大前氏を古城殿と

呼へり、大前氏の事跡鶴岡城の下に詳なり、建久八年、十二月鎌倉の御教書に、在國司内裏大番來春云云と見にしは、爰に居住せし、在國司道胤なり。

司野 地方頭館一里、卯 斧淵村にあり、山崎への通路にて、列松道を夾み、左右は田野なり、人家も所々にあり、能因法師歌枕に、薩摩の名所とす、邑人司野原と呼ぶ此野高敞にして、後は笠山野の牧に對し、西は松林の岡阜あり、南は入來樋脇の諸山相連り、串木野の冠岳を遙に雲裏に望み、眺望の景色、殊に勝れたり、故に行客旅人も、暫時の足を停め、吟味の目を慰さめて、松陰に憩はざるはなし、大府巡檢使、巡行の時は、爰に行亭を建らる故事なり、土俗に茶屋之段と呼へり、當邑は往古國司の治所にして、其城址司野の西二十二町余にあり、即前條國司古城是なり、王代の時は、國々の司、京都より下向して、三年、

司野



或は五年に交代せる事なるよ、司野の名は、國司の下向せし時、故ありて名つけしにや、未だ其權輿を考へず、

**經冢山** 地頭館一里より卯の許、 斧淵村司野の西にあり、松林の岡阜なり、往昔經石を藏めし所なりといふ、今供養の石塔三基あり、其二ハ高さ四尺、其一ハ三尺あり、歸依佛法僧云々、南無妙法蓮華經云々と記して、建武二年十月云々の文句を刻せり、

### 物産

**土石類** 盆山石 南瀬村千臺川に出つ、石色潤密にして、其佳なる者多し、世に南瀬石と呼て、是を賞玩す、

### 器用類

紙

**藥品類** 枳殼 △茯苓 △半夏 △樟腦 △蜜 △栝萎實  
**蔬菜類** 香蕈 △丁蕈 △水苔

**樹木類** 櫟

△甘櫟 △檉 △檜 △櫟 △羅漢松 △蚊

母木 櫛に製すべき者多く出づ、

**飛禽類** 鶴 △雉 △山鷄 △灘鶴

**走獸類** 鹿 △野猪 △猿 △狼 △貉

**鱗介類** 香魚 △鱸 △鱸 △鮒 △鮒 △鮑

鼈 △鱠 △鰻 鰻魚の小なる者正二月の間甚多く、千臺川に產す、土俗の方言、是を上り子といふ、土人是を漁して乾かし、本府に出す、小兒の疳病を治すといふ、當邑の名產なり、

三國名勝圖會卷之十二終

